

(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業

特定事業の選定

令和6年2月9日

相模原市

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第7条の規定に基づき、(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業を特定事業として選定したので、PFI法第11条第1項の規定により、特定事業の選定における評価結果を公表する。

令和6年2月9日

相模原市長 本村賢太郎

---

<目次>

<b>第 1 事業内容に関する事項</b> .....	4
1 事業名 .....	4
2 公共施設等の管理者等の名称 .....	4
3 事業の目的 .....	4
4 事業の基本理念 .....	4
5 事業の内容 .....	5
<b>第 2 市が従来手法で実施する場合と P F I 方式により実施する場合の評価</b> .....	8
1 コスト算出による定量的評価 .....	8
2 定性的評価 .....	9
3 総合的評価 .....	9

---

## 第1 事業内容に関する事項

### 1 事業名

(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業(以下「本事業」という。)

### 2 公共施設等の管理者等の名称

相模原市長 本村 賢太郎

### 3 事業の目的

相模原市(以下「市」という。)では、令和4年11月に「相模原市学校給食あり方検討委員会」から「中学校給食の全員喫食を可能な限りに早期に実現し、持続可能な運営を図ること」及び「本市にとってふさわしい給食提供の実施方式として、センター方式を基本とすること」とする「中学校給食の全員喫食の在り方について(中間答申)」を受け、これを踏まえ、令和5年5月に中学校給食の完全給食による全員喫食の実現に向け、「相模原市学校給食施設整備方針」を策定した。

本事業は、「相模原市学校給食施設整備方針」において中学校給食の全員喫食の早期実現及び持続可能な給食運営の実現に向けて整備することとした2か所の新たな給食センターのうち、(仮称)北部学校給食センター(以下「本施設」という。)の整備・運営・維持管理を一体的に行うものである。

また、本事業は、民間事業者のノウハウを活用することにより、良質なサービスを効果的かつ効率的に提供するため、PFI法に基づく特定事業として選定し、実施することを予定しているものである。

### 4 事業の基本理念

本事業は、次の基本理念に基づいて実施するものとする。

#### (1) 安全安心で温かい給食の提供

学校給食衛生管理基準、大量調理施設衛生管理マニュアル、食品衛生法関連法令等にとり、HACCP(ハサップ Hazard Analysis and Critical Control Point)に沿った高度な衛生管理を実施するとともに、生徒や保護者から寄せられた多くの意見を尊重し、手作り調理を基本とする安全安心で温かい「さがみはらの給食」の安定的な提供を図る。

#### (2) 食育の推進

学校給食は、生きた教材として、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすことから、生徒にとって望ましい学びを目指し、全員喫食の環境を有効に活用して食育を推進する。

### (3) 持続可能な運営

児童生徒数は、将来的には、全体として減少傾向にあるものの、地域によっては増加が見込まれていることを視野に入れ、将来的な各学校の生徒数の増減にも対応できるよう運営体制等を整えるとともに、老朽化が進行している小学校給食室等の更新時や城山学校給食センターの改修時等における給食提供を代替して担う施設として、生徒数が減少した場合の余剰能力を有効活用することにより、持続可能な運営を図る。

### (4) 防災力の向上

調理、配送、備蓄という本施設本来の機能を生かし、災害時における炊き出しのバックアップ等や配送の拠点として、市の防災力向上に資する施設の整備・運営を図る。

### (5) 環境負荷の低減

省エネルギーや省資源、残さ等の減量化に配慮するなど、環境負荷の低減を目指した施設の整備・運営を図るとともに、ZEB認証(ZEB Ready以上)を取得する。

## 5 事業の内容

### (1) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、市が所有する土地に、本事業を実施する者(以下「事業者」という。)が本施設の設計及び建設を行い、工事完了後に市に施設等の所有権を移転し、維持管理・運営業務等を実施する方式(BTO: Build Transfer Operate)により実施する。

### (2) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和23年7月31日までとする。

### (3) 事業の範囲

事業者が行う主な業務の範囲は、次のとおりとする。

#### ア 施設整備業務

(ア) 事前調査業務及びその関連業務

(イ) 設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続等の業務

(ウ) 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務

(エ) 市が行う国庫補助金等申請の支援業務

(オ) 工事監理業務

(カ) 調理設備調達業務

(キ) 調理備品調達業務

(ク) 配送車両調達業務

(ケ) 事務備品調達業務

(コ) 学校配膳室等改修業務

(サ) 近隣対応・対策業務

(シ) 解体工事業務

#### イ 開業準備業務

#### ウ 維持管理業務

- 
- (ア) 建物維持管理業務(光熱水費の管理・支払を含む。)
  - (イ) 建築設備維持管理業務
  - (ウ) 調理設備維持管理業務
  - (エ) 調理備品維持管理業務
  - (オ) 配送車両維持管理業務
  - (カ) 外構等維持管理業務
  - (キ) 清掃業務
  - (ク) 警備業務
  - (ケ) 長期修繕計画策定業務
  - (コ) 学校配膳室等維持管理業務

#### エ 運營業務

- (ア) 検収等補助業務
- (イ) 給食調理業務
- (ウ) 洗浄等業務
- (エ) 配送及び回収業務
- (オ) 学校配膳室等業務(直接搬入品の受入れを含む。)
- (カ) 残さ等処理業務(直接搬入品を含む。)
- (キ) 廃棄物処理業務(直接搬入品の容器等の回収を含む。)
- (ク) 調理備品等更新業務
- (ケ) 献立作成支援業務
- (コ) 食育支援業務
- (サ) 衛生検査業務
- (シ) 災害時における炊き出し等業務

#### オ 付帯事業

#### (4) 市が行う業務

運營業務のうち、市が実施するものは次のとおりである。

- ア 食材調達業務
- イ 食材検収業務
- ウ 食数調整業務
- エ 検食業務
- オ 献立作成・栄養管理業務
- カ 衛生管理・調理指示業務
- キ 給食費徴収管理業務
- ク 学校配膳室等改修業務(事業者が行う業務の範囲を除く。)
- ケ 学校配膳室等維持管理業務(事業者が行う業務の範囲を除く。)
- コ 配送校の調整業務
- サ 食育業務
- シ 広報業務

( 5 ) 事業者の収入

市は、事業者が行う本施設の設計及び建設に係る対価、開業準備及び維持管理・運営に係る対価として、事業者の提案を基に金額を決定したサービス購入料を事業者に支払うものとする。

( 6 ) 事業の実施スケジュール(予定)

事業スケジュールは、おおむね次のとおりである。

日 程	項 目
令和6年12月	事業契約締結
令和6年12月～令和8年9月(約22か月間)	設計・建設期間
令和8年9月	本施設の所有権移転
令和8年10月・11月(約2か月間)	開業準備期間
令和8年12月～令和23年7月(約15年間)	維持管理・運営期間

## 第2 市が従来手法で実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

### 1 コスト算出による定量的評価

#### (1) 前提条件

本事業を従来手法で市が実施する場合の市の負担額と、PFI方式により実施する場合の市の負担額との比較を行うにあたって、その前提条件を次のとおり設定した。

また、本試算ではリスク調整費は加味していない。

なお、これらの前提条件は市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

区分	市が従来手法で実施する場合	PFI方式により実施する場合
市の財政負担額の主な内訳	施設整備費 開業準備費 維持管理運営費 地方債の償還金及び支払利息	施設整備費 開業準備費 維持管理運営費 地方債の償還金及び支払利息 その他の経費 SPC経費等 公租公課
共通条件	○設計・建設期間：令和6年12月～令和8年9月(約22か月間) ○開業準備期間：令和8年10月・11月(約2か月間) ○維持管理・運営期間：令和8年12月～令和23年7月(約15年間) ○割引率：0.477%(インフレ率等を勘案)	
施設整備費	・モデルプラン及び類似給食センターの実績に基づき設定	・市が従来手法で実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定
維持管理運営費	・類似給食センターの実績を踏まえて設定	・市が従来手法で実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定
資金調達に関する事項	・交付金 ・地方債 ・一般財源	【民間事業者】 ・資本金 ・民間借入金 ・市からの一括払分サービス対価 【市】 ・交付金 ・地方債 ・一般財源

#### (2) 定量的評価の結果

上記の前提条件を基に、市が従来手法で実施する場合の財政負担額とPFI方式により実施する場合の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、財政負担額の事業期間合計を現在価値換算額により比較した。



---

この結果、本事業を従来手法で実施する場合に比べ、P F I方式により実施する場合は、事業期間中の財政負担額が約5.30%削減されるものと見込まれる。

## 2 定性的評価

本事業においてP F I方式を用いた場合、以下のような定性的な効果が期待できる。

### (1) 一括発注による事業の効率化

設計、建設、維持管理、運営まで一括して事業者に委ねることにより、維持管理・運営業務を担う者の意向を踏まえた施設整備が可能になるなど、事業の合理化や効率化が期待できる。

### (2) サービスの質の向上・維持

本事業においては、事業者が有する設計、建設、維持管理、運営の専門的な知識やノウハウを最大限活用することにより、施設の機能向上や衛生管理上の安全性の向上が図られるなど、良質な学校給食サービスが期待できる。

### (3) リスク分担の明確化による事業の安定運営

最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方に基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクの低減が図られるとともに、リスク顕在時における適切かつ迅速な対応・過度な費用負担の抑制が可能となり、安定した事業運営が期待できる。

### (4) 財政負担の平準化

民間資金等を活用することで、市は事業期間終了までの間に施設整備費を含めた事業費を分割して支出することが可能となり、財政負担の平準化が図られる。

## 3 総合的評価

本事業は、P F I方式で実施することにより、従来手法で実施する場合と比較して、定量的評価において約5.30%の削減効果が見込まれる。また、定性的評価においてサービスの質の向上などが期待できる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここにP F I法第7条に基づく特定事業として選定する。